

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所第3号機及び第4号機並びに大飯発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事計画認可申請（高感度型主蒸気管モニタ改造工事）【5】」

2. 日時：令和5年6月26日（月） 17時00分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官

関西電力株式会社：

高浜発電所 計装保修課 課長※ 他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・高浜発電所3、4号機 大飯発電所3、4号機 設計及び工事計画認可申請書
補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから高浜発電所 34 号機等発電所 34 号機の高感度型主蒸気管モニターの改造に係る設計及び工事計画認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:16	それでは関西電力の方から、本日付で補正申請を受理していますので、その内容、あとは前回のヒアリングカラー等説明を更新している点についてまず説明をしてください。
0:00:33	関西電力前田です。それでは前回これまでの事実確認及びヒアリングを踏まえ、補正内容の中身について簡単にですか、説明させていただきます。
0:00:42	まず、これまでの事実確認において補足説明資料における適用条文整理表において、第 28 条が適用要否の判断が審査対象外となっておりましたが、こちらの審査対象条文ではないかという質問を受けており、これに向けてですね、
0:00:58	7 日、6 月 7 日時点では審査対象外としていた 28 条に対して、新しく審査対象として整理を行ったことから、今回申請内容について補正を行うものでございます。
0:01:10	補正内容につきましては、現施設を追加したことによる本文及び添付の追加となっております。本部で質問を受けて質問を受けさせていただきました。審査、
0:01:22	申請資料 5 の構成場所の記載がない件につきましても補正申請に盛り込むこととしております。また加えまして、資料の充実化の観点から、周辺機器及び悪影響、
0:01:33	及び設置場所に代わる放射線の影響について、添付資料 3 の環境条件に追記しております。
0:01:40	大きな補正内容は以上となっております。なお、
0:01:44	また、今回減 0 施設を追加したことによりまして、添付、
0:01:49	設置許可の添付 8 の記載事項について、この申請内容における、基本方針、基本設計方針の記載事項を踏まえ、一部を記載する、一部規制を、一部記載を適正化すべき箇所が、
0:02:01	発覚しましたことから、本内容について補足説明資料に合わせて追記しております。
0:02:07	簡単ですが、申請、補正内容については以上になります。
0:02:15	規制庁西内です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:20	ありますとまずあれですね大きいところと言うと、28条について、申請条文として扱う関係で、申請書の中でそれについての説明を加えましたってということですね。で、
0:02:35	それは具体的には、例えば高浜とかでいうとページ番号でいうとどこの部分になりますかね。
0:02:55	すいません規制庁ニシウチですちょっと音声が入ってなかったですすみません。
0:02:59	衛藤。
0:03:00	今回に、前回のヒアリングを踏まえて、28条が審査対象条文っていうところで共通理解になったので、
0:03:12	それを踏まえた補正申請っていうところが多分大きいところなのかなと理解していて、まず基本設計方針上でその部分、28条について
0:03:23	何かしら補正がされてるって理解なんですけど具体的なページ番号って高浜さんとかを代表でちょっと示してもらってもいいですか。
0:03:32	関西電力前田です。
0:03:36	本部における具体的な申請、修正番号としましては、
0:03:42	こっち、
0:03:51	本文資料ローマ数字、
0:03:55	この2-2。
0:03:57	に関わりますところで、申請範囲としまして基本設計方針に原理施設を追加しております。
0:04:05	基本設計方針に限定の個別項目を追加しております。
0:04:11	また適用基準及び適用規格に限定施設に該当するものを追記しております。
0:04:18	さらに、工事方向に原理施設に関わる工事の方法というのを追記しております。
0:04:24	これが本文の2、防止計画による
0:04:28	これが本部の手続き内容となっております。また続きまして本文の3、工事計画、工事工程表失礼しました。工事工程表の中で、現実を追加したことで、施設として追加し、
0:04:42	すいません規制庁西内なんですけど、基本設計方針の該当部分だけ、ちょっとまずページ番号、具体的なページ番号を示してもらってもいいですか。
0:05:00	関西電力の相田です。基本設計方針の具体的にページ番号ですが、T3-2-3-11-1、
0:05:10	であります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:22	はい。
0:05:25	そうですね 8 ポツ、原子炉格納容器内の一次冷却材漏えいを監視する装置として、
0:05:31	また書き以降のところの下の方資料館モニターっていうのが入ってますよってそういう理解でいいですね。
0:05:39	関西電力前ですその通りです。
0:05:41	はい、わかりました。また基本設計方針自体は変更がなくて、要目表目標の変更に伴って特に基本設計方針の変更はないとそういう理解ですねわかりますと。
0:05:52	本文は後これに伴って適用基準適用規格等々は修正をされているっていうところだと理解をしましたと。
0:05:59	あとは先ほどちょっと言いかけたですね工事工程表として原子炉冷却系統施設の工事工程が追加になっているってそういう理解でいいですね。
0:06:09	関西電力前田です。その通りです。
0:06:12	わかりました。
0:06:14	工事工程表は、
0:06:17	D3 のローマ値数字の 3-1-エンドウの部分だから 3 章ですね、本文の
0:06:26	ここであれですね原子炉冷却系統施設が追加になってるっていうことは品質マネジメントシステムの方の、その計画とか実績とかの方も、見直されているってそういう理解でいいですかね。
0:06:41	関西電力前です。はいその通りです。
0:06:45	はい。規制庁西内ですわかりました。あとあれですかね 28 条、要は原子炉冷却系統施設っていう側面での審査範囲申請範囲っていうのが明確になったことで、
0:06:57	あれですね後は変更点としては添付資料ですか。
0:07:02	添付資料のところ
0:07:08	添付資料が一つ追加になっているって理解ですかね添付資料 7 ですかね後ろの方。
0:07:15	関西電力前ですはいその通りです添付資料 7 を追加しております。
0:07:20	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:07:24	添付資料 7 としてついてるのはいわゆる 28 条としての適合性を示す添付資料が一番後ろの方についているってそういうことですね。
0:07:35	関西電力前ですはいその通りです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:38	終わりました。
0:07:39	あと 28 条関係で確認なんですけど添付図面は、特に
0:07:46	今回の現例の元例の首藤鴨井他の週間モリタってということで関係する添付資料特にないって理解でよかったです。
0:07:54	関西電力前田です。はいその通りです。
0:07:58	はい。規制庁西内です。それはあれですか。
0:08:02	要目設備じゃないから対応するものがなかったってそういうこといいんでした。
0:08:11	関西電力マエダニイツィその通りです。
0:08:14	はい。規制庁西内です。
0:08:16	わかりましたと。
0:08:19	28 条関係。
0:08:21	は、ほか 2、補正内容に関係してるところは特にない。麻生加瀬許可整合性の説明書だとあれですかね。
0:08:29	原子炉冷却系統施設との観点での許可整合の説明書が追加になっている。
0:08:36	関西電力ーはいその通りです。
0:08:39	これちょっと後で補足説明資料の方でちょっと確認をさせて欲しいんですけど、他に 28 条が追加になったこと要は減少累計と施設が追加になったことによる補正内容と他にありました。
0:08:52	見てる限り他になさそうかなと思ってるんですけど、何かありますか。
0:09:24	規制庁ニシウチです聞こえています。
0:09:28	関西電力前田です。
0:09:35	すいませんその他事項として、
0:09:41	事項として、
0:09:44	はい、すいません関西電力前田です。その他 28 条に関連するところとしましては設工認に係る実績、工事及び検査の計画のところの様式 1 に、新たに現施設の構成に関する説明書の追加を行っております。これも記載の追加のみでございます。
0:10:00	はい。衛藤。すいませんそれ最初にちょっと言ったつもりですけど、添付 6 を、
0:10:06	原子炉冷却系統施設IIを追加することに伴って変更しているってそういうことでよかったですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:12	関西電力前です。はいその通りです。はい。規制庁西内ですその他 28 条関係で補正した会社特にないってそういう理解でよかったでしたっけ。
0:10:21	関西電力前田です。はいその通りです。
0:10:24	わかりました。
0:10:25	ちょっと許可整合の説明の関係をちょっと後で別に確認をしますけども、先にちょっとその他補正事項が
0:10:33	について確認をしたいんですけど、最初ちょっと冒頭の説明の中で環境条件のところと、あと、
0:10:40	添付 3 ですかね、添付 3 の健全性の説明書等、
0:10:47	あとは、添付 5 放射線管理用計測装置の構成に係る添付資料でも多分地図補正内容あると思うんですけど、そこについてちょっと具体的な部分含めて説明いただいてもいいですか。
0:11:07	関西電力前田です。了解しました。少々お待ちください。
0:11:49	関西電力の会田です。まず添付 3 の説明からさせていただきます。添付 3、高浜 3 号機の添付 3、加来です。木津さんの方に(3)として、周辺機器等からの悪影響。
0:12:04	の設計条件の追加及び、4 ページ下、添付 3 のように設置場所における放射線の影響、
0:12:13	を追記しております。
0:12:17	さらに、
0:12:24	検査を 1、
0:12:37	加えまして添付 3ー5、試験検査線をにて、
0:12:42	試験検査性の(1)、危険性にて願外観の確認が可能な設計とするという記載を追記しております。
0:12:50	添付資料 3 については以上になります。
0:12:54	続きまして添付資料 5 の説明を行いますので少々お待ちください。1 回添付資料 3 で 1 回切りますねすいません。
0:13:03	添付資料 No3 のまず、
0:13:07	集環境条件の中で周辺機器とかの悪影響と、
0:13:12	設置場所における放射線の影響っていうのを追加されてますけど、これ考慮すべき環境条件って新規制基準のタイミングでもうすでにもう、
0:13:23	他枠は決まっています、今回その中から関係するものを、この添付書に記載しているってそういう理解でいいでしたっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:34	カナダ電力マエダです。はいその通りです今回の改造範囲に影響のない部分であったため記載しておりませんでしたという整理でございます。
0:13:41	はい。すいません。規制庁西内です。
0:13:45	周辺機器等からの悪影響等設置場所における放射線の影響を、あれ今回記載してきたのはどういう、どういう理由なんでしたっけ。
0:13:55	今回記載あれ関係するから今回記載してきたってことじゃないんですしたっけ。
0:14:01	関西電力前田です。大変申しわけござい関係するのみ、関係すると整理しまして記載を追加しております。はい。規制庁西内です。だから
0:14:11	すべて例えば一次冷却冷却材の性状とかそういった環境条件、これ条件的なものも
0:14:18	新基準本体の時には確認をしていたと思うんですけども、今回の話についてはもうそれが関係ないことが明確であって、
0:14:26	ていうようなところから、関係するような環境条件考慮条件っていうものをピックアップして、全部署に記載している、周辺機器等カナケイ営業と放射線の影響っていうのは、
0:14:38	当初申請では書いていなかったのをそこを追加して、漏れなく確実に漏れなく、確認をしているとそういう理解でいいですかね。
0:14:49	関西電力前田ですはいその通りです。
0:14:52	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:14:55	あと、添 3-5 の方の試験検査性の話ですけど、
0:15:01	試験検査性の話は外観の確認を追加いただいでいて、
0:15:08	これは具体的には
0:15:13	あれですかね構造強度の下、構造強度を確認する検査の中の確認として外観検査と据付検査とかが今回やるって話だと認識をしてるんですけど。
0:15:25	そういった検査が可能な設計とするとそういう理解でいいんですしたっけ。
0:15:33	関西電力前田ですはいその通りです。
0:15:36	はい。規制庁ニシウチですわかりましたと。
0:15:41	わかりましたで、この試験検査性に関しては天馬、補足説明資料の 15 ページですかね、のところでちょっと追加更新をされてると思うんですけども、
0:15:58	これはあれですかね
0:16:01	添付の特性または機能性能検査っていうもの等の関係をちょっと整理され、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:09	整理される形で充実されているという理解でいいでしたっけ。
0:16:20	関西電力前です。はいその通りです。
0:16:25	はい。規制庁西内です。
0:16:31	これあれですね一番右の列の計測範囲確認検査ってあるじゃないですか。
0:16:39	これもう、米印 1 で、構成が可能な設計とするって書かれていて、
0:16:46	だからあれですね今回のモニターの構成としては、この一番左っ側に書いてる泉源構成検査と、あと計測範囲の、これ確認検査出てますけどもこの構成検査的な意味合い、この二つが構成としては該当するって理解でいいでしたっけ。
0:17:13	関西電力まで少々お待ちください。
0:17:53	関西電力前田です。厚生検査につきましては線源校正検査と計測範囲確認検査になっております。
0:18:01	はい規制庁西内ですだからこの二つが公正に該当するってそういう理解でいいですね。
0:18:08	浅利米須はいその通りです。
0:18:10	規制庁西内です。
0:18:13	林さんねいわゆるなんか真ん中の設定値確認検査は、公正じゃない。
0:18:18	ていうそういう扱ってことですよ。
0:18:24	関西電力マエダですはいその通りです。
0:18:26	規制庁ニシウチですわかりました。
0:18:29	だからあれですね構成っていうのは、いわゆる線源そのものの特性だとか、
0:18:35	あとは、その計測範囲、だからモニターそのものの能力というか機能そのものの構成広角そのものを構成するようなイメージで言っていて、
0:18:45	設定値確認っていうのは、
0:18:49	これわあ、モニター自体の話ではないってそういうことなんでしたっけ。
0:18:57	放射線監視盤の方の設定値の話だからってそういうことでもいいんですたっけ。
0:19:05	関西電力前田です。厚生検査に関しましては、検出器及び支持部、要は計測部における計測が正しくできていることを確認するための検査として構成を設けております。
0:19:17	設定値につきましては動作値に到達した際に、インターロック岩の設定自体に設定されている機器が動作することを確認する検査ですので構成とは位置付けておりません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:30	はい規制庁西内です。
0:19:34	藤。あれ、すみませんねちょっと確認なんですけどこの設定値確認っていうのは、
0:19:39	どこで確認してるんですかこれ放射線監視盤で確認してるってこといいんでしたっけ。
0:19:47	関西電力前です。放射線監視盤においてそうですね納期入力を入力しまして、指示値が動作値に到達した際の機器の動作を確認します。
0:19:58	排気の動作実際のP、実際の機器であったりですね基本的に警報が作動することの確認を行っておりますので、そういう意味で放射線監視盤と言って間違いはございません。
0:20:10	規制庁に手術なのでまず、モニター自体で何かテストしてるわけではモニター自体の話ではないってそういう理解でいいんですね。
0:20:24	関西電力前です。はいその通りです。
0:20:27	はい、わかりました。はい、わかりましたありがとうございます。
0:20:33	あれですよねこの話を踏まえてっていうのですかね添付資料の申請書の添付資料の5の方で、校正の実施場所は施工認手続きガイドにも一応書いてあるので今回、
0:20:47	添付資料の5-2のページですかね、のところで
0:20:52	第1図の中に追加をされたってそういう理解でいいんですね。
0:20:58	そうですか。
0:20:59	関西電力前ですはいその通りです。
0:21:02	は測りました。たださっき構成と言っている2種類ですかね。
0:21:10	構成と言っている2種類のお話をここに書いているってそういうことですね。
0:21:17	はい、わかりましたありがとうございます。
0:21:22	ちょっとあれですね補足説明資料も交えて確認しましたが、あれ補正している内容はこれで一通りって理解でいいんでしたっけ。28条関係を追加したことによる補正内容と、
0:21:36	あとは今の環境条件とあと試験検査性あと構成の話。
0:21:41	他に何か補正内容ってありましたっけ。
0:21:53	関西電力前田です。はいその通りです。
0:21:56	はい。規制庁西内ですわかりました。あとはちょっと補正、補足も含めて確認していきたいんですけど。そうだ。1個だけちょっとすみませんちょっと行ったり来たりで申し訳ないんですけど添付資料さーん戻っていただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:11	環境条件のところなんですけど、
0:22:15	これ実際に、
0:22:17	何か環境条件の中で実証試験でやってるんですけど。
0:22:22	要は環境条件のところでは圧力、温度湿度放射線とかいろいろ書いていて、
0:22:28	大体実証試験等とか、あとは機器仕様との比較とか、
0:22:33	そういった形でいろいろ書かれてるんですけど、何か実証試験で実際にやってるものってあるんですけど。
0:22:46	関西電力前です。少々お待ちください。
0:23:38	やっぱり電力の相田です。
0:23:42	耐環境性につきましては、温度、圧力湿度、あと放射線耐放射性ですね、こちらにつきまして検証試験を行ったものを設置しております。
0:23:56	規制庁西内です。今、検証試験って言われたんですけど、
0:24:01	実証試験と検証試験で何かまた意味合いが違うのかなって気がして、添付資料上だと実証試験っていうワードと、あとは機器仕様との比較っていうのが出てくるんですけど、
0:24:12	実証試験をやってるんですけどやっけないんですけどっていう質問だとどうなるんですけど。
0:24:20	関西電力前です。少々お待ちください。
0:24:46	関西電力前田です。
0:24:50	先ほどの件ですね検証試験ではなく実証試験で行っておりますので、すみませんもう少し説明を補填させていただきますと、耐環境圧力につきましては設計要求につきましてこちらの型式の仕様にて確認できると。
0:25:04	しております。
0:25:08	失礼しました環境圧力につきまして型式試験にて、
0:25:13	実証試験を検証し、実証試験を実施しております。また環境及び指導につきましてはこちらも型式試験で実証を行っております。
0:25:26	放射線による影響につきましても、こちらの効果の形はモニターの漏えい検知モニターですので事故後の放射線環境下における機能要求というのを満足できるように
0:25:37	計測範囲の上限でも計測が実施可能であることを型式試験で実施しております。
0:25:43	以上になります。
0:25:46	規制庁ニシウチですけど型式っておっしゃってるのは、
0:25:52	型式っておっしゃってるのはこのモニターの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:56	型式。
0:25:58	関西電力前です。はい。型式試験と言いましたがこのモニター自体を開発した時点での開発試験なっております。
0:26:06	はいはい。いくなればそれ機器仕様との比較っちゃうことじゃないんですか。
0:26:11	機器仕様との比較ではないってそういう理解なんすかねまだあれですよね今回のモニターについて実証試験やったっていうわけではないっていう理解でまずいいんですよ。
0:26:21	これ電力ですはいその通りです。
0:26:23	はい。規制庁西内です。今おっしゃってるのはあれですよね開発した時に、どういった条件で耐えられるかっていう話を確認してるわけですよね家永メーカーが保証してる何か、メーカーの仕様値みたいなそういう意味合いじゃないんですか。
0:26:39	関西電力前です。はいその通りです。なのでごめんなさい添付資料で、何か実証試験とかいろいろ書いてあるんですけど、結局、添付資料との関係でどういうふうに確認したのかって聞きたい、確認したかったんですけど。
0:26:51	機器仕様との比較で確認をしたってそういう理解でいいんですよ。
0:27:01	関西電力前田です。はいその通りです。
0:27:04	はい。わかりました。
0:27:06	あれですよ添付資料の環境圧力とかだと実証試験等によるものとするって書いてあって、
0:27:12	何か実証試験の方がメイン出てますけど、ここは実際は実証試験ではなくって頭で書いてあるように他の手段、機器仕様との比較っていうことで今回確認をされていて、
0:27:22	あと環境温度環境湿度とかのところは機器仕様との比較によるものとするって書いてあってその通りさま確認をされていて、放射線についても、基本的には機器仕様との比較っていう確認をしているとそういう理解でいいんですよ。
0:27:36	関西電力前田です。はいその通りです。
0:27:38	はい。規制庁西内ですわかりました。その他の影響は実際に
0:27:43	例えば電磁波による影響とか構成の9筐体とかそういったものを、措置を講じるっていうことによって影響を確認していてとかそういう話ですねと。わかりました。ありがとうございます。
0:27:56	あとは環境条件の中で、うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:02	例えば環境温度とか環境、
0:28:06	の出動っていうところだと、
0:28:08	温度約 40 度、
0:28:11	湿度約 100%100%に設定して書いてあるんですけど。
0:28:18	これ新基準の機能、環境温度とかの設定の時だと。
0:28:23	いわゆるCV外の場合は、空調設備によって冷却してるエリアは原則この設定値としているって書いてあるんですけど、この
0:28:33	エリアは空調とかによって冷却しているってそういう理解でいいんですけど、この
0:28:39	関西電力前田です。はいその通りです。
0:28:42	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
0:28:46	わかりました。
0:28:48	あとはあれですね
0:28:52	ここに関してはそれくらいか。
0:28:58	はい。
0:28:59	わかりました。
0:29:01	あとちょっと補足説明資料の方の確認に行きたいんですけど、
0:29:06	補足説明資料の方で何点か更新されていてあと気まず 9 ページ目。
0:29:19	9 ページ目実際のその据付状態の写真は大飯 3 号の現状が書かれてるんですけど、
0:29:27	僕なんか 5 日のヒアリングで、何かモニターは床に固定してるってそういう話があったと思うんですけど。
0:29:35	何かこの据えつけ状態でいうとなかなかそうは見えないんですけど、基本、あれですかねまず。
0:29:42	静岡モニター資料館自体を上首藤管理者、上から下に
0:29:50	監視を測定をしているような理解でいいんですかね。
0:30:04	関西電力前田です。まず、そうですねプラントウによって
0:30:10	差があるんですけども、配管に対して垂直に検出器をつけておりましてそこで計測可能な設計となっております。
0:30:18	はい。規制庁西内です。だからこれ、上から下に向けては、測定しているってそういう理解でいいんですね。
0:30:28	モニターの向きは下を向いているという理解でいいんですよこれね。
0:30:31	連絡前ですはいその通りです。わかりました。これちなみになんですけど、メーターの絵から足や習慣の上から測定している。
0:30:40	下向きに測定している理由って何かあるんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:59	関西電力前田です。周りの配管等のスペースから設置場所を検討した結果となっております。
0:31:05	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
0:31:08	はい。わかりますと、これはですね、実際にこの場でやる検査行為って、外観とか据付の要はいわゆる外観検査っていう理解でいいですよね。
0:31:19	線源校正とかこっからモニター取り外して別の水源恒設でやるってそういう理解ですよね。
0:31:25	関西電力前です。その通りです。
0:31:27	はい。規制庁西内ですわかりましたありがとうございます。
0:31:38	はい、わかりましたありがとうございます。
0:31:44	あとは、補足説明資料で修正されたのは、28条のぜひ適用条文の整理の話のほかにあと33ページ、一番最後の2ページですかね。
0:31:57	許可のテンパチな話なんですけど、
0:32:02	要は誤記があったので、今後、
0:32:07	あわせて適正記載の適正化を行いますって理解でいいんですよ。
0:32:12	関西電力前です。はいその通りです。
0:32:16	はい。規制庁西内です。わかりました。これちなみに高浜34って今SDRの申請が出てるんですけど。
0:32:22	あれすか今後補正とか出てきたそのタイミングに合わせてやるんですか。
0:32:29	今後補正があり得るかどうかも含めてこれからですけど。はい。
0:32:33	はい。その通りです。
0:32:36	わかりました。
0:32:38	起こりますと、ちょっとあれです内容また含めてSRの方でも確認をしようと思えますけども、
0:32:44	わかりましたので、
0:32:45	これってちなみになんですけど、
0:32:48	市場機関モニターを高感度型週間モニタ二なんか変更するような、要はそういう動き、主蒸気モニタじゃなくて交換の市場化モニタなんですってそういう動きなんですっていうふうに見えるんですけど。
0:33:01	常に主蒸気管モニターがそもそも入らないのは何でなんでしたっけ、ここに。
0:33:06	それはどういう整理をされてるんでしたっけ。
0:33:26	関西電力一少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:01	関西電力の相田です。
0:35:03	テンパG2の動きにつきまして主蒸気管モニターにつきましては、テンパチ記載されてます。原子力圧力、原子力冷却材圧力バウンダリから2番目の、
0:35:14	漏えいに対する機能というのを期待していないという整理になっておりますので今回沖として整理させていただいております。
0:35:24	規制庁西内です。期待してないっていうのは、
0:35:31	いや、あの漏えいは監視してますよね多分。
0:35:35	あれですよ。いわゆる多分チューブラプチャーSGチューブラプチャーとかの対応として期待してないっていう多分そういう言い方って理解でいいんですかね。
0:35:48	関西電力前田です。その通りです。
0:35:51	はい。
0:35:56	だから、いわゆる主蒸気管モニターの目的って、
0:36:06	チューブラプチャーとかの対応を目的としているというかは結局環境にどれぐらい放出したかっていうことを記録として測定しておくものでどっちかという、事故後の検証とかに用いるためのいわゆる計測だっってそういう理解でいいんですたっけ。
0:36:23	関西電力前です。その通りです。
0:36:27	はい。規制庁西内です。
0:36:29	市場機関モニター自体は、現状テンパチとかでどこかに登場してましたっけ。
0:36:40	少々お待ちください。
0:39:52	うん。
0:40:01	規制庁西内です。
0:40:04	もし時間がかかりそうであれば別途でも結構ですよ一応、自分たちでも確認はできてますので、はい。
0:40:17	規制庁ニシウチですけど聞こえてますか。
0:40:21	聞こえてないですか。
0:40:24	関西電力前です。はい、堀です。すいません少し時間がかかると思いますので
0:40:29	後程お答えさせていただきたいと思えます。
0:40:31	はい。確認事項としては正直以上なんですけど。要は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:36	動きであるっていうことので理解ができたので、設置許可本文との適合性の整合性っていうところに問題はないということも含めて理解はできましたので、
0:40:45	あとはちょっとどちらかという
0:40:48	適正化する内容内容自体は今後実際に適正化するタイミングで、その教科書許可の審査の中、
0:40:56	あわせて適正カーの内容として確認される、することになると思いますので、その時に最終的には確認をしていくと思うんですけども、この資料として、
0:41:08	要は主蒸気管モニター動きでした。交換の終了かモリタが正しかったですっていうのであれば主蒸気管モニターがどうい、
0:41:15	設備なのか、っていうところも含めてここにちょっと充実いただければと思うんですけども、ちょっと記載充実その部分をお願いしてもいいですか。
0:41:28	関西電力前です。了解しました。
0:41:30	はい。規制庁西内です。現状我々自分たちも確認していた内容は理解できてるつもりですので、充実いただいた内容にそごが認識そごがないかだけ後日声で確認させてもらえればと思います。
0:41:42	あと1点だけですねすいません 28 ページ補足説明資料の追加で、
0:41:50	うん。
0:41:53	第10条なんですけど、
0:41:58	多分ですね。
0:42:00	他の申請とかだとここを三角になってたりして、ちょっと扱いがぶれているような気がして、
0:42:07	直近で認可した美浜高浜の火災爆発の申請ですかね、どこだとこれ多分三角だと思うんですよね。
0:42:14	ちょっと横との整合は社内ではかっておいてもらえればと思うんですけど、基本的にここ急傾斜地の崩壊の防止っていわゆる工場要求、工場全体に対しての要求ですので、
0:42:25	急傾斜地がないとしても、基本参画としても関係してくるってそういうことなのかなと理解をしますけども、基本的には八、九とかと同じで三角扱いなのかなとは理解をしますけども。
0:42:38	ちょっと確認いただいてここもあわせて充実いただいてもいいですか。
0:42:44	関西電力の江田です。了解しました。
0:42:46	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:48	ちょっと先ほどお話しした環境条件に対してどういう確認の仕方を行っているかっていうところも、よければ16ページの続きとかでちょっと対キーを、今日説明をいただいたよう内容をですね、ちょっと追記しておいていただければ幸いです。
0:43:04	よろしいでしょうか。
0:43:06	関西電力前田です。了解しました。
0:43:09	はい。
0:43:12	こちらから確認し補正内容に関して確認しておきたいのは現状は以上ですかね。
0:43:21	少しだけお待ちください。
0:43:25	はい規制庁西内です。
0:43:27	衛藤。
0:43:29	少し補足説明資料の方は今日の確認した内容を資料として明確に残しておく観点でもうちょっと充実いただいたものを、
0:43:40	よければ早いタイミングでちょっとご提出をいただければなと思ってます。よろしいでしょうか。
0:43:47	関西電力前です。了解しました。
0:43:51	はい。規制庁西内です。規制庁側から何か追加で確認しておきたい点ありますかよろしいですか。
0:43:59	はい。
0:44:00	関西電力側から何か追加補足説明等ありますでしょうか。
0:44:07	関西電力前田です。追加事項等ございません。
0:44:11	はい。
0:44:11	最後スケジュール的なところ先ほど話した通りですけども、今日一応補正を受理して、内容を概ね確認をできているところですので、先ほどちょっと確認させてもらった内容を補足説明資料の方に充実するということろだけお願いします。
0:44:28	はい。
0:44:29	出てきたものを受け取って再度内容確認してということろかなあとと思います。はい。
0:44:38	全体として規制庁がよろしいですね。はい。関西電力側ヒアリング全体通してよろしいでしょうか。
0:44:49	関西電力前です。はい大丈夫です。
0:44:51	はい、じゃあ今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございますありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:56	ありがとうございました。
0:44:59	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。